

平成26年第1回上里町議会定例会会議録第4号

平成26年3月7日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第24 (町長提出議案第18号)平成26年度上里町一般会計予算について

日程第25 (町長提出議案第19号)平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第26 (町長提出議案第20号)平成26年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第27 (町長提出議案第21号)平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第28 (町長提出議案第22号)平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第29 (町長提出議案第23号)平成26年度上里町水道事業会計予算について

日程第30 (町長提出議案第24号)平成26年度上里町下水道事業会計予算について

出席議員(12人)

1番	植原育雄君	3番	植井敏夫君
4番	高橋正行君	5番	納谷克俊君
6番	中島美晴君	7番	荒井肇君
8番	新井實君	9番	小暮敏美君
10番	沓澤幸子君	11番	高橋仁君
12番	伊藤裕君	13番	根岸晃君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君

まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
生涯学習課長	坂本正喜君	水道課長	須田孝史君
図書館長	桑原正明君	郷土資料館長	桑原正明君
会計管理者	橋爪和友君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時01分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第24 町長提出議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算について

日程第25 町長提出議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第26 町長提出議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第27 町長提出議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第28 町長提出議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第29 町長提出議案第23号 平成26年度上里町水道事業会計予算について

日程第30 町長提出議案第24号 平成26年度上里町下水道事業会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第24、町長提出議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算について、日程第25、町長提出議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第26、町長提出議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第27、町長提出議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28、町長提出議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第29、町長提出議案第23号 平成26年度上里町水道事業会計予算について、日程第30、町長提出議案第24号 平成26年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第18号から議案第24号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成26年度一般会計予算について。

御提案いたしました議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算について御説明申し上げます。

初めに、予算編成に対する基本的な考え方について、説明させていただきます。

政府は、平成25年度において日本再興戦略による大胆な金融政策、機動的な財政政策を実施

してきたところであり、平成26年度では民間投資を喚起する成長戦略を本格化させることになるものと思われます。

また、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」で、平成26年度の経済見通しとしては日本再興戦略の各種施策の推進等により「年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していく」といった考え方を示しております。

一方、地方財政への対応について、地方財政計画の規模はわずかながら平成25年度の水準を上回る額を確保しているものの、地方交付税と臨時財政対策債の総額は、前年度より減額としております。

本町の平成26年度当初予算では、燃料費の高騰や消費増税による地域経済や住民生活への影響が不透明ではあるものの、国の基本方針や地方財政計画を踏まえ、福祉、医療面など住民の皆さんに直接関係するサービス提供による生きがいあふれる健康の町づくりや、社会インフラ整備による活力に満ちた産業創造の町づくりを目指すとともに、引き続き最小の経費で最大の効果を得るため行政改革等に取り組むことといたしました。本年度も引き続き町長・副町長・教育長の給与の削減、議会議員、非常勤特別職の費用弁償や職員出張日当の一時的な支給停止を行うとともに、少子高齢化の一層の進展などを背景として多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、既成の手法にとらわれない発想の転換を行い、限られた財源の効率的・効果的な配分など、財政健全化に向けた取り組みの着実な推進により、持続可能な行財政基盤を確立することが重要であると考え、予算編成を行ったところでございます。

次に、予算内容につきまして、説明をさせていただきます。

平成26年度上里町一般会計・特別会計予算書の5ページをお願いしたいと思います。

平成26年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ77億5,090万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条については、債務負担行為についてですが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとし、5件を定めるものでございます。

第3条については、地方債についてですが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとし、5事業5億9,300万円を定めるものであります。

第4条については、一時借入金についてですが、地方自治法第235条の3第2項の規定によ

る一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条については、歳出予算の流用についてですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするもので定めております。

それでは、各表ごとに説明をさせていただきます。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

6ページから8ページで、歳入予算の款項別の予算について説明をさせていただきます。

平成26年度の歳入でございますが、款1町税につきましては、アベノミクスの影響によるデフレ脱却を見込みまして、前年度より3,494万円の増額となり、35億8,204万4,000円を計上いたしました。

次に、款2地方譲与税は、前年度と同額で1億1,100万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款5の株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と同額といたしまして、利子割交付金については530万円、配当割交付金は470万円、株式等譲渡所得割交付金は100万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金は、消費税率の改正による影響を見込み、前年度より5,800万円増額の2億5,000万円を計上いたしました。

款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額で700万円を計上いたしました。

款8自動車取得税交付金は、制度改正による減収を見込み、前年度より2,200万円減額の2,400万円を計上いたしました。

款9の地方特例交付金は、前年度と同額で1,900万円を計上いたしました。

款10地方交付税につきましては、普通交付税は国が前年度よりも基準財政収入の増加及び基準財政需要額の推計から前年度より3,200万円の減額で8億円を計上し、特別交付税については、前年度と同額で9,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は、前年度より35万3,000円減額の736万7,000円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金が主なもので、前年度より307万6,000円増額の1億8,334万5,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料については、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料が主なもので、前年度より118万8,000円減額の1億3,806万7,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、消費税率の引き上げによる経済対策の一環として行われる臨時福祉給付金事業補助金1億1,112万円、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金5,362万4,000円

が主なもので、前年度より1億6,081万5,000円の増額で、9億3,632万1,000円を計上いたしました。

款15県支出金は、児童手当負担金8,941万8,000円、保険基盤安定負担金7,881万5,000円が主なもので、前年度より2,862万4,000円の減額で、5億2,280万7,000円を計上いたしました。

款16財産収入は、財産貸付収入の297万1,000円、利子及び配当金204万2,000円で、前年度より120万3,000円の増額の503万3,000円を計上いたしました。

款17寄附金は、科目設定とし1,000円を計上いたしました。

款18繰入金については、財政調整基金から1億2,420万円、地域の元気臨時交付金基金から1億2,500万円を繰り入れるなど、前年度より3億3,117万2,000円の減額で、2億9,063万1,000円を計上いたしました。

款19繰越金は、前年度と同額で1億円を計上いたしました。

款20諸収入は、埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,610万円、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金1,860万円が主なもので、前年度と比較して2,000万3,000円の増額で、8,028万4,000円を計上いたしました。

款21町債は、道路関係の土木債5,800万円、臨時財政対策債の5億3,500万円により、前年度より2億7,610万円の減額で、5億9,300万円を計上いたしました。

款1町税から款21町債までの歳入総額は、77億5,090万円で、前年度に比較をいたしまして4億1,340万円の減額であります。

次に、歳出予算の款項別の金額が9ページからとなっております。

款1議会費については、議員年金制度の廃止に伴う議員共済給付費負担金の負担金率改定に伴う減額と改選による定数報酬等により、前年度より160万8,000円の増額で、1億221万4,000円を計上いたしました。

次に、款2の総務費については、埼玉県町村情報システム共同化委託料や下水道事業会計出資証券などを新たに計上したものの、児玉郡市広域市町村圏組合の負担金の減額などにより、前年度より6,129万6,000円の減額で、10億5,227万8,000円を計上いたしました。

款3民生費については、臨時福祉給付金支給事業1億1,112万円、児童手当5億7,760万円、子ども医療費1億1,553万4,000円、障害者福祉事業の各種給付費やサービス費、国民健康保険などの特別会計繰出金などで、前年度より2億3,960万8,000円の増額で、33億1,845万5,000円を計上いたしました。

款4の衛生費については、児玉郡市広域市町村圏組合負担金の清掃施設分が増額となっておりますが、予防対策事業が実績見込みによる減額となり、前年度より3,966万5,000円の減額で、5億3,089万5,000円を計上いたしました。

款5の農林水産業費については、土地改良区に対する補助金が主なもので、国営神流川沿岸土地改良事業負担金の支払いが完了したことにより、前年度より6億9,733万2,000円の減額で、1億4,063万9,000円を計上いたしました。

款6商工費については、こむぎっちを使用したマスコットキャラクターペイント工事や観光パンフレット作成などにより、前年度より237万9,000円の増額で、2,490万1,000円を計上いたしました。

款7の土木費については、平成27年度内の供用開始を目指して上里スマートインターチェンジ整備事業や上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、児玉工業団地アクセス道路事業など、前年度より3,225万3,000円の増額で、6億5,103万8,000円を計上いたしました。

次のページの款8消防費については、児玉郡市広域市町村圏組合への消防負担金分が増額して、前年度より4,831万7,000円の増額で、4億888万2,000円を計上いたしました。

款9教育費については、上里中学校屋内運動場及び武道場に係る設計委託料などにより、前年度より2,840万7,000円の増額で、7億8,946万4,000円を計上いたしました。

歳出総額は歳入総額と同額の77億5,090万円でございます。

次に、11ページの「第2表 債務負担行為」についてでございます。

上里町土地開発公社借入金債務保証については、上里土地開発公社が業務を行うために銀行等から借り入れた資金について、最終弁済期が到来しても償還できない額を債務保証するもので、上里サービスエリア周辺地区整備事業の平成26年度借入分でございます。

次に、公共用地先行取得事業については、平成26年度に上里町などの依頼に基づき土地開発公社が先行取得する用地分に要する費用でございます。

農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金については、平成26年度の資金貸し付けによる利子補給で、中小企業融資損失補償は、平成26年度に保証した保証債務の債務負担行為でございます。

次に、12ページは「第3表 地方債」についてでございます。

道路新設改良事業は、町道の新設改良事業債で、道路維持補修事業、橋りょう維持事業、児玉工業団地アクセス道路事業を合わせ、道路及び橋りょう関係で5,800万円の起債額を計上いたしました。

次に、臨時財政対策債になりますが、国の地方財政計画における財源不足に応じて発行されるもので、起債額は交付税の基準財政需要額に全額元利償還金が算入され、5億3,500万円を起債額とし、町債額合計は5億9,300万円でございます。

次に、起債の方法につきましては、利率を4.0%以内とし、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構の資金について、利率の見直しを行った後に

おいては、当該見直し後の利率と規定をしております。償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、平成26年度上里町一般会計当初予算に対する編成方針及び予算内容の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について。

御提案いたしました議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度上里町一般会計・特別会計予算書の15ページをお願いいたします。

平成26年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,734万9,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、16ページから17ページで歳入予算の款項別の予算について説明をいたします。

最初に歳入でございますが、款1国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分でございます。

前年度より768万3,000円減額の6億6,140万9,000円を予算計上いたしました。

今回、国の税制改正に伴い、法定軽減枠が拡大されたことによる対象者の増加等によるものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料ですが、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料として、2,000円の科目設定でございます。

続きまして、款3国庫支出金につきましては、療養給付費等の国庫負担金と普通調整交付金等の国庫補助金で、昨年より4,523万3,000円増額の8億5,519万6,000円の予算計上をしております。

項1国庫負担金のうち、療養給付費負担金については、一般被保険者に係る療養給付費や療養費、介護納付金、後期高齢者支援金などの支出見込み額の概ね32%相当額6億7,565万円、

高額医療費共同事業負担金については、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1相当額で1,806万9,000円、特定健康診査等負担金として、特定健康診査等の費用の3分の1相当額の278万3,000円、合計で6億9,650万2,000円を予算計上しております。

項2 国庫補助金につきましては、普通調整交付金として一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額の概ね7%相当額1億4,779万8,000円、エイズ予防対策やジェネリック医薬品普及活動などに係る特別調整交付金として1,089万6,000円、合計で1億5,869万4,000円を予算計上しております。

款4 療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億1,554万6,000円の予算額としております。

款5 前期高齢者交付金につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の方に係る療養給付費及び後期高齢者支援金について、国民健康保険や被用者保険などの保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数や医療費に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。昨年より1億円増額の6億円を予算計上しております。

款6 県支出金につきましては、高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県負担金と、財政調整交付金等の県の補助金ですが、昨年より1,045万3,000円増額の1億9,617万4,000円を予算計上しております。

項1 県負担金の主な内訳として、高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額1,806万9,000円、特定健康診査等の費用の3分の1相当額278万3,000円でございます。

また、項2 県補助金の普通調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額の概ね8%相当額1億2,668万4,000円、特別調整交付金として、療養給付費などの支出見込み額の概ね2%、また医療費適正化のためのレセプト点検員賃金や医療費通知等の経費、人間ドック補助に対する交付金で4,863万8,000円でございます。

款7 共同事業交付金についてですが、市町村からの拠出金を財源に都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるもので、高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、また保険財政共同安定化事業交付金につきましては、平成24年度より1件当たり10万円を超える高額医療費に対し、費用負担の調整を行い交付されることとなっております。高額医療費共同事業交付金は8,534万8,000円、保険財政共同安定化事業交付金は4億4,275万4,000円、合計で昨年より1億3,468万円増額の5億2,810万2,000円を予算計上しております。

款8 財産収入ですが、国保基金の利子収入として、1,000円の科目設定でございます。

款9 繰入金につきましては、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金

と国保基金からの繰入金で4億3,862万6,000円を予算計上しております。

款10繰越金につきましては、前年度同額の2,500万1,000円を予算計上しております。

款11諸収入につきましては、国民健康保険税の延滞金や過料として500万2,000円、特定健康診査の一部負担金として1人当たり1,000円としているところですが、受診者数1,900人分の190万円と70歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費の一部負担金について、平成26年4月以降から該当となる方については2割負担ですが、既に該当となっている方は75歳到達時まで1割負担が継続され、その1割相当額の療養費の公費負担分38万3,000円などで、諸収入合計で729万2,000円の予算計上しております。

歳入合計につきましては、昨年より2億211万9,000円増の34億2,734万9,000円としております。

続きまして、18ページから19ページで歳出について説明をいたします。

款1総務費につきましては、項1総務管理費として職員6名分の給与費などで4,532万3,000円、レセプト点検員賃金・電算事務委託などの事務経費として1,230万3,000円、合計で5,762万6,000円でございます。

また、項2徴税费につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として570万円でございます。

項3運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費34万3,000円、項4趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策などのパンフレット代等で38万1,000円でございます。

総務費合計で6,405万円を予算計上しております。

款2保険給付費の項1療養諸費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、審査支払手数料で、合計額は前年度より9,343万1,000円増額の19億5,925万5,000円を予算計上しております。

項2高額療養費につきましては、一般被保険者・退職被保険者等を含め前年度より1,275万8,000円増額の2億4,561万8,000円を予算計上しております。

項3移送費につきましては、病気や怪我などのため、移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があって入院や転院した場合、国保が審査を行って必要だと認められた場合に支給するもので、4万円を予算計上しております。

項4出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、47人分を見込んでおり、1,975万円の予算計上しております。

項5葬祭諸費につきましては、42人分を見込んでおり、210万円を予算計上しております。

款3後期高齢者支援金等につきましては、75歳以上の後期高齢者の方の医療費の4割相当額

を各医療保険者が被保険者数に応じて負担するものでございますが、年々増え続ける医療費のため、事務費を含め前年度より6,637万9,000円増額の4億8,211万8,000円を予算計上しております。

款4前期高齢者納付金等につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の方の医療費の各医療保険者間の偏在を調整するために納付するもので、事務費を含め71万9,000円を予算計上しております。

款5老人保健拠出金につきましては、老人医療費の過誤等精算額で、2万7,000円を予算計上しております。

款6介護納付金につきましては、介護第2号被保険者数に応じ納付するもので、平成24年度の精算分を含め1億9,962万円を予算計上しております。

款7共同事業拠出金につきましては、高額な医療について都道府県単位で財源をプールし、保険者の運営基盤の安定化を図るための拠出金でありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金7,227万9,000円、保険財政共同安定化事業拠出金3億4,369万6,000円、合計で前年度より2,407万6,000円増の4億1,597万8,000円を予算計上しております。

続きまして、款8保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費や保健事業費で、3,231万6,000円を予算計上しております。

項1特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査の受診者として1,900人分を見込み、2,192万5,000円を予算計上しており、項2保健事業費として、健康づくりのための講師謝礼や人間ドック等の予防検診補助金として1,039万1,000円を予算計上しております。

款9基金積立金につきましては、国民健康保険給付費支払基金への積立金でありまして、前年度と同額の10万1,000円を予算計上しております。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、保険税の還付金や還付加算金でありまして、前年度と同額の265万6,000円を予算計上しております。

歳出合計につきましては、歳入同様、昨年より2億211万9,000円増の34億2,734万9,000円としております。

以上、平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度上里町介護保険特別会計予算について。

御提案を申し上げます議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度上里町一般会計・特別会計予算書の23ページをお願いいたします。

平成26年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,872万1,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定より、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、24ページで歳入予算の款項別の予算について説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、款1介護保険料、項1介護保険料につきましては、3億4,092万8,000円、前年度対比1,352万4,000円、4.1%の増額で予算計上しております。

内訳といたしましては、現年度賦課分が3億3,981万2,000円であり、これに滞納繰越分111万6,000円を加えた額となります。

款2国庫支出金につきましては、総額3億605万5,000円、前年度対比599万2,000円、1.9%の減額となります。

項1国庫負担金につきましては、保険給付費に負担率（施設等給付費15%、居宅給付費20%の負担率）を乗じた額、2億5,578万1,000円、前年度対比610万円、2.4%の増額となります。

項2国庫補助金につきましては5,027万4,000円、前年度対比1,209万2,000円、19.4%の減額となります。

内訳は、調整交付金3,911万5,000円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対しての地域支援事業交付金216万5,000円、また包括的支援事業及び任意事業に対しての地域支援事業交付金899万4,000円となります。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては4億1,848万5,000円、前年度対比729万8,000円、1.8%の増額となります。この交付金は社会保険診療報酬支払基金より保険給付費に負担率29%を乗じた額が第2号被保険者分として交付されるもので、介護給付費交付金4億1,597万4,000円、地域支援事業支援交付金251万1,000円となります。

款4県支出金の総額につきましては2億1,597万5,000円、前年度対比269万4,000円、1.3%の増額となります。

項1県負担金につきましては、保険給付費に負担率（施設等給付費17.5%、居宅給付費12.5%の内訳の負担率）を乗じた額2億1,039万5,000円、前年度対比223万8,000円、1.1%の増額となります。

項2 県補助金につきましては、地域包括支援センターで行う介護予防事業に対しての地域支援事業交付金で108万3,000円、前年度対比6万4,000円、5.6%の減額となります。さらに包括的支援事業及び任意事業に対しての地域支援事業交付金は449万7,000円、前年度対比52万円、13.1%の増額となります。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては2億6,675万3,000円、前年度対比1,308万4,000円、5.2%の増額となります。

内訳といたしましては、介護給付費繰入金は、保険給付費の町負担の12.5%分として1億7,929万9,000円、前年度対比320万8,000円、1.8%の増額で、介護予防事業の地域支援事業繰入金として108万4,000円、前年度対比6万3,000円、5.5%減額となります。包括的支援事業及び任意事業の地域支援事業繰入金として449万7,000円、前年度対比52万円、13.1%の増額となります。

そのほか一般会計繰入金では、一般会計からの事務費分として8,187万3,000円、前年度対比941万9,000円、13.0%の増額となります。

款6、項1 繰越金につきましては、前年同様額50万円を計上しております。

款7 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料につきましては、前年同様額1,000円を計上し、項2 雑入は、第三者納付金等で2万3,000円、前年度と同額を計上しております。

歳入総額15億4,872万1,000円、前年度対比3,060万8,000円、2.0%の増額となっております。続きまして、25ページで歳出について御説明申し上げます。

款1 総務費につきましては、総額6,963万2,000円、前年度対比1,166万円9,000円、20.1%の増額となります。

主なものといたしまして、項1 総務管理費4,568万4,000円、前年度対比1,163万3,000円、34.2%の増額、項2 徴収費216万5,000円、前年度対比10万9,000円、5.3%の増額、項3 介護認定審査調査費2,178万3,000円、前年度対比8万2,000円、0.4%の増額となります。

趣旨普及費については、廃項目でございます。

款2 保険給付費につきましては、総額14億3,439万1,000円、前年度対比2,565万6,000円、1.8%の増額となります。

内訳といたしましては、項1 介護サービス等諸費につきましては、12億6,642万6,000円、前年度対比2,637万8,000円、2.1%の増額となります。

項2 介護予防サービス等諸費は8,936万5,000円、前年度対比986万3,000円、12.4%の増額となります。

項3 高額サービス費につきましては2,345万5,000円で、前年度対比263万3,000円、10.1%の減額となります。

項4 高額医療合算介護サービス等費につきましては425万円、前年度対比85万円、16.7%の減額となります。

項5 審査支払手数料につきましては151万円で、前年度対比22万3,000円、12.5%の減額となります。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては4,939万円で、前年度対比687万9,000円、12.9%の減額となります。

款3 基金積立金につきましては、介護保険料の不足分を補うための科目として1,000円を計上しております。

款4 地域支援事業費につきましては4,369万4,000円、前年度対比36万4,000円で0.8%の増額となります。

内訳といたしましては、項1 介護予防事業費につきましては、865万9,000円で、前年度対比50万円、5.5%の減額となります。

項2 包括的支援事業・任意事業費につきましては3,503万5,000円、前年度対比86万4,000円で2.5%の増額となります。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、内訳として第1号被保険者保険料還付金50万円、償還金1,000円、第1号被保険者還付加算金1,000円を計上し、項2 繰出金、一般会計繰出金については1,000円を計上しております。

款6 予備費、項1 予備費につきましては50万円を計上しております。

歳出総額につきましては、歳入と同様に15億4,872万1,000円、前年度対比3,060万8,000円、2.0%増額となります。

以上で、平成26年度介護保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について。

御提案いたしました議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の29ページをお願いいたします。

平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,194万9,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、30ページで歳入予算の款項別の予算について御説明申し上げます。

歳入についてでございますが、款1後期高齢者医療保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、均等割額1人当たり4万2,440円、所得割8.29%、賦課限度額57万円、被保険者数2,905人で見込んだ保険料に予定収納率99.5%を掛けたものを予算計上しております。

現年度分と滞納繰越分を含め、昨年より752万2,000円増額の1億4,667万3,000円としております。

1人当たりの平均保険料は、5万624円となっております。

款2使用料及び手数料につきましては、保険料の納付証明手数料として1,000円を予算計上しております。

款3繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金や、被保険者証の郵送料や電算委託料などの事務費分として1,293万5,000円、保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金4,675万5,000円などで、合計で5,969万円を一般会計より繰り入れをいたします。昨年より99万4,000円の増額となっております。

款4繰越金につきましては、平成25年度の繰越金として50万円を予算計上しております。

款5諸収入につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の受託事業収入として500人分355万7,000円、後期高齢者の方の人間ドックに対する補助金として25人分62万5,000円、また健康診査の本人負担金として50万円などを予算計上しております。

歳入合計につきましては、昨年より878万9,000円増の2億1,194万9,000円となっております。

続きまして、31ページで歳出について御説明申し上げます。

款1総務費につきましては、項1総務管理費として、後期高齢者の方の被保険者証の交付や、健康診査のための委託料、人間ドック補助金等の経費、後期高齢者医療システムの保守委託などの事務経費でありまして783万4,000円、また項2徴収費として、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費161万8,000円、総務費合計で945万2,000円を予算計上しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費などの共通経費負担金として815万7,000円、保険料分の納付金1億4,667万4,000円、保険基盤安定分4,675万5,000円などで、合計で2億158万5,000円としております。

款3諸支出金につきましては、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金で41万2,000円を予算計上しております。

歳出合計につきましては、歳入同様、878万9,000円増の2億1,194万9,000円としております。

以上で、平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時20分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 提案理由の説明及び議案の説明を続行します。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について。

御提案申し上げました議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。

平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,242万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、36ページで歳入予算の款項別の予算について説明いたします。

歳入ですが、款1 分担金及び負担金、項1 分担金25万円は、農業集落排水に接続に伴う受益者分担金で1戸の加入を見込んだものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料につきまして、244万5,000円としています。前年度対比8万4,000円、率にして3.3%の減少となっております。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金963万2,000円につきましては、一般会計からの繰入金で前年度対比45万7,000円、率にして5.0%の増加となっております。

款4 繰越金、項1 繰越金10万円並びに款5 諸収入、項1 預金利子1,000円につきましては、前年度と同額を計上いたしました。

歳入合計は1,242万8,000円となります。

次に、歳出ですが、37ページをお願いいたします。

款1 事業費、項1 事業費705万7,000円につきましては、農業集落排水維持管理事業の総額となります。前年度対比37万3,000円、率にして5.6%の増加となっております。

次に、款2 公債費、項1 公債費537万1,000円は、平成11年度から平成15年度までに借り入れた償還金となります。

歳出合計は歳入合計と同じく1,242万8,000円となります。

以上で、平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成26年度上里町水道事業会計予算について。

御提案申し上げました議案第23号 平成26年度上里町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

平成26年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、平成26年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、給水戸数は、1万2,312戸を予定しております。前年度対比248戸の増となっております。
- 2、年間給水量は、383万8,000立方メートルです。前年度対比25万2,000立方メートルの減少で、要因といたしましては、食品企業が自家水と浄水を併用することに伴い、水道使用量を減量したことによるものでございます。

3、1日平均給水量は、1万515立方メートルです。前年度対比690立方メートルの減量でございます。

4、主な建設改良事業は、機械電気更新事業で1億5,530万4,000円です。そのほか、配水管布設等の工事を実施いたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第1款事業収益は13億6,696万円としています。前年度対比7億8,454万8,000円の増額となります。

内訳ですが、第1項営業収益は5億4,699万3,000円で、前年度対比1,516万5,000円の減額となります。主な要因といたしましては、加入金は増額したものの、給水収益が大きく減額になったことによるものでございます。

第2項営業外収益は8億1,996万6,000円で、前年度対比7億9,971万3,000円の増額となります。主な要因は、補助金分の減価償却費を収益化したことによる増額となっております。

第3項特別利益は1,000円で科目設定でございます。

支出につきましては、第1款事業費は5億3,454万2,000円で、前年度対比1,371万4,000円の減額となります。

内訳ですが、第1項営業費用は4億4,836万4,000円で、前年度対比687万5,000円の減額となります。

第2項営業外費用は7,621万9,000円で、前年度対比1,079万8,000円の減額となります。主な

ものは、企業債利息や消費税の減額によるものでございます。

第3項特別損失は795万9,000円で、前年度対比395万9,000円の増額となります。要因といたしましては、平成25年12月から平成26年3月までの4カ月に相当する手当、賞与でございますけれども、特別損失と見込みまして、平成26年度予算のみの計上となります。

第4項予備費は200万円で、前年度と同額を計上しております。

42ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,164万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,750万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億1,414万6,000円で補填するものでございます。

第1款の資本的収入は1億6,920万2,000円であります。

内訳ですが、第1項企業債1億6,920万円で、前年度対比760万円の増額となります。機械電気等の更新事業に伴うものでございます。

第2項国庫補助金1,000円、第3項負担金1,000円は科目設定となります。

支出でございますが、第1款の資本的支出は5億85万円で、前年度対比7,387万2,000円の増額となります。

内訳につきましては、第1項建設改良費は2億4,553万2,000円で、前年度対比5,324万4,000円の増額となります。主なものは配水管布設工事の増額によるものでございます。

第2項企業債償還金は2億5,531万8,000円で、前年度対比2,062万8,000円の増加となります。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

債務負担行為の事項としては、「上里町水道事業ビジョン策定業務委託」で、期間は平成26年度から平成27年度までの2カ年、限度額は1,300万円でございます。

43ページをお願いいたします。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は機械電気等更新事業で、限度額につきましては1億6,920万円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、流用制限経費といたしまして、(1)職員給与費6,911万2,000円、(2)交際費2万円と

なります。

44ページをお願いいたします。

第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおり定めるものでございます。

1,782万9,000円で前年度対比198万9,000円の減額となります。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、372万9,000円と定めるものでございます。

以上で、平成26年度上里町水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平成26年度上里町下水道事業会計予算について。

御提案申し上げました議案第24号 平成26年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成26年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、平成26年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、接続戸数は、747戸を予定しております。
- 2、年間有収水量は、36万2,424立方メートルです。
- 3、1日平均有収水量は、993立方メートルです。
- 4、主な建設改良事業は、污水管渠築造事業で1億4,145万6,000円です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第1款事業収益は2億1,526万4,000円としています。

内訳ですが、第1項営業収益は6,827万7,000円となります。主なものは下水道使用料6,180万3,000円で、前年度対比で754万9,000円、率にして10.9%の減少となります。

第2項の営業外収益につきましては、1億4,698万7,000円となります。主なものは一般会計からの補助金1億895万8,000円です。

支出につきましては、第1款事業費は、2億2,855万6,000円としています。

内訳につきましては、第1項営業費用は1億7,546万5,000円となります。主なものは、流域下水道維持管理負担金の2,610万4,000円、減価償却費1億1,494万4,000円でございます。

第2項営業外費用は、5,177万1,000円で企業債利息でございます。

第3項特別損失は122万円で、平成25年12月から平成26年3月までの4カ月に相当する手当、賞与分を特別損失として計上したもので、これは平成26年度予算のみの計上となります。

第4項予備費は10万円としております。

48ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,431万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額184万4,000円、当年度損益勘定留保資金6,247万3,000円を補填するものでございます。

収入につきましては、第1款資本的収入は2億2,243万4,000円としております。

内訳ですが、第1項企業債1億5,170万円、第2項国庫補助金5,400万円となります。

第3項負担金は1,536万9,000円で下水道受益者負担金です。前年度対比で148万2,000円、率にして8.8%の減少となります。

第4項出資金136万5,000円で一般会計からの出資となります。

支出につきましては、第1款資本的支出は2億8,675万1,000円とします。

内訳ですが、第1項建設改良費は2億2,655万8,000円で、主なものは工事請負費1億1,358万5,000円、流域下水道建設負担金8,510万2,000円となります。

第2項企業債償還金は6,019万3,000円となります。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ727万8,000円及び6,951万3,000円となります。

企業会計への移行初年度に限り認められているもので、特別会計の決算日(3月31日)を過ぎて発生する収入及び支出の金額となります。

49ページをお願いいたします。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は公共下水道事業に限度額6,670万円、流域下水道事業建設負担金に限度額8,500万円の合計1億5,170万円で、起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおり定めるものでございます。

- 1、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。
- 2、建設改良費、企業債償還金の間の流用。

としております。

50ページをお願いいたします。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又

はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなりません。
職員給与費2,891万5,000円が流用制限されることとなります。

第9条、公共下水道事業安定のため上里町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億895万8,000円で繰り出し基準によるものでございます。

以上で、平成26年度上里町下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（高橋正行君） 以上をもちまして、平成26年度上里町一般会計予算、平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算、平成26年度上里町介護保険特別会計予算、平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算、平成26年度上里町水道事業会計予算、平成26年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時22分散会